※医師が行う場合

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

- ○月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合 利用料 2,980円×2回=5,960円 の1割596円 又は2割1,192円 又は3割1,778円
- ○月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合 利用料 2,980円×1回=2,980円 の1割 298円 又は2割 596円 又は3割 894円

(単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合)

- ○月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合 利用料 2,860円×2回=5,720円 の1割 572円 又は2割 1,144円 又は3割 1,716円
- ○月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合 利用料 2,860円×1回=2,860円 の1割 286円 又は2割 572円 又は3割 858円

(上記以外の場合)

- ○月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合 利用料 2,590円×2回=5,180円 の1割 518円 又は2割 1,036円 3割 1,554円
- ○月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合 利用料 2,590円×1回=2,590円 の1割 259円 又は2割 518円 又は3割 777円

※管理栄養士が行う場合

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

- ○月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合 利用料 5,440円×2回=10,880円 の1割 1,088円 又は2割 2,176円 又は3割 3,264円
- ○月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合利用料 5,440円×1回=5,440円 の1割 544円 又は2割 1,088円 又は3割 1,632円

(単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合)

- ○月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合 利用料 4,860円×2回=9,720円 の1割 972円 又は2割 1,944円 又は3割 2,916円
- ○月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合利用料 4,860円×1回=4,860円 の1割 486円 又は2割 972円 又は3割 1,458円

(上記以外の場合)

- ○月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合 利用料 4,430円×2回=8,860円 の1割886円又は2割1,772円3割2,658円
- ○月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合 利用料 4,430円×1回=4,430円 の1割 443円 又は2割 886円 又は3割 1,329円